



®

令和2年 6月17日(水)
(2020年)

No. 15193 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆ドイツにおける特許権行使のトレンド(3)
ー特許法の大改正と欧州統一特許裁判所(UPC)の行方ー (1)

☆フラッシュ(特許庁人事異動)……………(9)
☆知的財産関連ニュース報道(韓国版)……(10)

ドイツにおける特許権行使のトレンド(3) ー特許法の大改正と欧州統一特許裁判所(UPC)の行方ー

ホフマンアイトレ特許法律事務所
ドイツ弁護士 眞峯 伸哉

1. はじめに

ドイツは特許権侵害訴訟が効率よく進められること
で知られており、欧州で侵害訴訟を提起する場合
には裁判管轄地として好まれる。これには制度的な
要因と実体法的な要因があろう。まず、ドイツの訴
訟費用が他国と比べて高くないことに加え、特許の
有効性と損害額が本案訴訟で本質的な争点とならな
いため¹、審理を迅速に進めることができる²。ま

た、侵害行為が一つ認定された場合、侵害行為の差
止が制限なく命じられ、一審の認容判決後に担保を
提供した場合にはその仮執行も可能となる。このよ
うな制限のない差止(いわゆるオートマチック・イン
ジャンクション)は特許権等の排他的権利の核た
る部分とされ、実体法上の理解から当然のものとし
て重宝されてきた。

一方、この自動的差止請求権は他方の被告側にお



知的財産の戦略強化を図ります®

特許業務法人

岡田国際特許事務所 SINCE 1960

所長 弁理士 服部 光 芳
パートナー 弁理士 矢代 加奈子
相談役 弁理士 福田 鉄 男
弁理士 加藤 圭 一
弁理士 西脇 眞紀子
弁理士 朝岡 朋 子

パートナー 弁理士 佐久間 卓 見
副所長 弁理士 安藤 徹
弁理士 太田 直 矢
弁理士 森山 照 規
弁理士 三谷 幸 治
米国パテントアトニー ディアマンティス・アレキサンドロス

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号(名古屋商工会議所ビル内)
TEL 名古屋(052)221-6141 FAX(052)221-1239
URL <http://www.okada-patent.gr.jp>